東京大学医科学研究所教職員給与規則等の特例を定める規則

平成３０年２月２２日制定
改正　平成３０年１２月２０日
令和　２年　１月３０日
令和　５年　１月２６日
令和　６年　１月２５日
令和　７年　１月３０日
令和　８年　２月１９日

（目的）

第１条　この規則は、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成１６年４月１日東大医科研規則第４号）、東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程（平成１６年４月１日東大医科研規則第１２号）及び東京大学医科学研究所短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成１６年４月１日東大医科研規則第２４号）、東京大学医科学研究所特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成１６年４月１日東大医科研規則第２５号）、東京大学医科学研究所年俸制給与の適用に関する規則（平成２５年３月２８日制定）及び東京大学医科学研究所医員、専攻研修医及び臨床研修医就業規程（平成１６年４月１日東大医科研規則第６号）の特例を定めることを目的とする。

（特例一時金及び支給日）

第２条　令和８年３月１日に在職する別に定める教職員、再雇用教職員、短時間勤務有期雇用教職員、特定短時間勤務有期雇用教職員、年俸制の適用を受ける教職員、医員、専攻研修医及び臨床研修医には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

２　東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成１６年４月１日制定）第２条第２項に規定する転籍出向を命じられている者であって、令和７年４月１日から令和８年２月２８日までの期間に別に定める教職員及び年俸制の適用を受ける教職員であった者は、前項の令和８年３月１日に在職する者とみなす。

３　第１項に規定する特例一時金の支給日は、令和８年４月１７日とする。

附　則

この規則は、平成３０年３月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年３月１日から施行する。